

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月13日月曜日

この日一日中、AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAのコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。午前中と午後、SBI議長とSBSTA議長は、対応措置実施の影響に関する合同フォーラムを開催した。午後、COP 17およびCOP/MOP 7の次期会議議長は、ダーバン会合に関する締約国の期待感に関するオープンエンドの非公式協議を継続した。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書Iの更なる約束 (AWG-KP) : 午前中のコンタクトグループ会合で、ニュージーランドは、全ての主要排出国を含める世界合意に向け段階を踏むことと合わせ、京都議定書の下での第2約束期間の約束を行う意思があると表明した。同代表は、第2約束期間は一つの包括的な条約の下での約束を行う移行期間と見るべきだとし、京都議定書の要素を包括的な気候レジームと合体させる「ドッキングメカニズム」を検討する必要があると強調した。オーストラリアは、第2約束期間の問題は全ての主要排出国の約束と本質的に結びつく問題だと述べた。同代表は、途上国の国内行動に注目し、これを「国際化」すべきだと述べた。

セントルシアは、先進国の緩和努力および適切な野心度を比較可能にするには規則が不可欠であると強調した。さらに同代表は、余剰割当量単位(AAUs)の繰越を議論する必要があると強調した。セントルシアは、附属書I締約国の緩和約束が京都議定書の条件下で行われることを確認するよう求めた。

オーストラリアはニュージーランドと共に、柔軟性メカニズムの技術問題、手法論問題のバスケット、LULUCF算定規則を解決する必要があると強調した。ニュージーランドは、規則と約束の両方を同時に議論する必要があると強調した。

アルジェリアは、附属書I締約国は第2約束期間について合意すべきであり、そのあとに包括合意への主要排出国の参加を図るべきだと述べた。セントルシア、アルジェリア、ツバル、ブラジル、中国、インド、ボリビアは、第2約束期間がない場合、共同実施(JI)やクリーン開発メカニズム(CDM)などの柔軟性メカニズムへのアクセスについて合意するのが困難だと強調した。ブラジルは、京都議定書は義務と利益のあるメカニズムの「パッケージ」で構成されており、締約国はこの中から「よりどりみどりに選べる」と強調した。

ニュージーランドは、第2約束期間がない場合でも、各国の排出量取引システムはCDMの認証排出削減量(CERs)にアクセスする必要があるため、先進国の緩和行動や炭素クレジットの需要は継続すると述べた。同代表は、非附属書I諸国への技術移転および持続可能な開発を促進する上でのCDMの役割を強調し、CDMは第2約束期間のあるなしで「存在するか消えるか」と考える理由はないと述べた。

EUは、2013年以降もEU排出量取引スキーム(ETS)の継続を確保する法律の制定を強調した。同代表は、CDMクレジットへのアクセスが第2約束期間の目標を条件とするなら、締約国は2国間の取り決めで自主的に規則を作らざるを得なくなるとして、懸念を表明した。

オーストラリアは、野心度を高めるには国際的な炭素市場へのアクセスを強化し拡大することが不可欠であると強調した。日本は、柔軟性メカニズムの議論は新しい国際的な枠組での活用を確保する上で有用であると述べた。カナダは、市場メカニズムに関しAWG-LCAでも並行して議論されていると指摘し、CDMを入れるかどうか、どのように取り入れるかを議論するのは有用だと述べた。ロシアは、柔軟性メカニズムの継続を希望すると述べた。

AWG-LCA：午前中のコンタクトグループ会合で、進行役は、非公式グループでの進捗状況を報告した。また締約国は今後の作業に関し意見交換を行った。

共有ビジョンに関し、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、審議される問題に関し締約国が自国の提案を説明する時間が追加されたとし、排出削減の長期世界目標および世界の排出量のピーク時期に関する議論を助けるためのワークショップ開催の可能性およびテクニカルペーパーに関し意見が表明されたと報告した。

進行役のBørstingは、資金に関する議論は常設委員会の役割と特性に焦点が当てられ、締約国はその機能や構成、COPとの関係に関し、意見交換を行ったと述べた。

進行役のSocorro Floresは、AWG-LCAの成果の法的オプションに関する「実質的」審議について報告した。同進行役は、法的拘束力のある成果を支持する締約国が予測可能性、相互主義、透明性の必要性に言及したと説明した。同進行役は、バリ行動計画および条約の範囲内で作業する必要性に関する意見を指摘し、新たな制度が京都議定書より弱体なものであってはならないとの意見を指摘した。

進行役のUosukainenは、技術グループが2012年の技術メカニズム運用開始に必要なステップについて議論したと述べた。同進行役は、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の機能を練り上げる必要があり、CTCNは効率的かつ密な組織で締約国の要請に即応できるものとすべきであり、実質的な作業は主にネットワークが担うべきことで合意したと指摘した。進行役のUosukainenは、センターの設計やホスト組織の選抜手順に

関し、ダーバン会合の前に技術面の作業を追加する必要があると指摘し、可能なホスト組織の目録作成の提案があったと指摘した。同進行役は、技術メカニズムの資金調達、適応と緩和の制度的なリンクに関し議論する必要があると強調した。AWG-LCA議長のReifsnyderは、締約国に対し、技術執行委員会の指名を最終決定し、ダーバン会合前にも第1回の会合開催を可能にするよう求めた。

進行役のGaspar Martinsは、市場メカニズムおよび市場外手法に関するCOP決定書の基礎となりうる共通意見について議論した。

進行役のGaribaldiは、先進国の緩和に関する議論では、ボンで可能な成果およびこれからダーバン会合までの間に何ができるかが焦点となったと述べた。途上国の緩和に関し、進行役のPilgaardは、ダーバン会合の成果およびボンでの作業の焦点について、活発な意見交換が行われたと報告した。

REDD+に関し、進行役のLa Viñaは、非公式会合をオブザーバーにも公開することで合意したと報告した。同進行役は、カンクンマニフェストに関し、さらにはREDD+の資金についてどこで議論すべきか、意見交換を行ったと述べた。

対応措置に関し、進行役のGichuは、締約国が関連する作業内容について概要を説明したとし、議論内容を対応措置に関するフォーラムに伝えると報告した。

進行役のKumarsinghは、適応について報告し、適応委員会に関する意見交換に基づき議論が展開され、一部の締約国は予算問題を含めることを支持したと述べた。同進行役は、委員会に対するガイドラインや方法での意見のまとまりを指摘した。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、交渉を進めるため文章案を提出するよう締約国に勧めた。同議長は、資金の利用可能性にもよるが、9月または10月に5-6日程度の会合期間外会議を開催する必要があると指摘した。同議長は、そのような会合期間外会議の場合、各AWGsはプレナリーや他の形式にこだわらず、直接コンタクトグループの会議に入れるし、次のCOPの議長職がこれからダーバンまでの進め方に関する非公式協議を行っている指摘した。AWG-LCAのコンタクトグループによるボン会議進捗状況報告の活用に関し、AWG-LCA議長のReifsnyderは、議長が「Earth Negotiations Bulletin」を読むだけでよいのではないかと提案があったと報告した。多数の締約国が、進捗状況報告会議の継続を支持したが、一部のものは実質的な議論に多くの時間を割けるよう、その頻度を減らすよう提案した。

インドは、SBsとAWGsの両方の会合期間外会議の開催を提案した。スイスおよびEUは、会合期間外会議が有用であるかどうかは、ボンでの進捗状況に掛っているとし、全ての題目に同じ時間を割り当てる必要があるわけではないと述べた。サウジアラビアは、一部の問題を他の問題より優先させることに警告を発した。

日本は、直接、AWG-LCAとAWG-KPコンタクトグループの会合を開催するとの提案を支持した。バルバドスは、技術ワークショップおよび専門家会合は両方とも必要であると指摘し、全ての専門家会合の成果を公式会合に持ち帰るべきだと述べた。シンガポールは、会合期間外会議をボン会合の継続とするよう提案した。

REDD+ (AWG-LCA) : AWG-LCAの下でのREDD+に関する午前中の非公式協議で、締約国は、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)で義務付けられている成果主義行動の全面的な実施に関する資金調達オプションについて議論した。一部の締約国は、REDD+実施の各国の要素が出揃うREDD+の第3段階で成果主義行動を実施すべきだと強調した。多数の締約国が、どういう活動を含めるべきかを規定するものとしてカンクン合意に注目し、一部のものは政策およびガバナンス措置も検討するよう提案した。一部の途上国締約国は、先進締約国に対し、REDD+実施準備に必要な追加資金を提供するよう求めた。

全面的な実施のための資金源に関し、一部の締約国は、準備段階では公共の資金が重要な役割を果たすが、第3段階では、別の資金オプションのバスケットを検討すべきだと述べた。多数のものが、利用したい資金源の決定は各国の意思によると強調した。可能な資金源として次のものが挙げられた：国レベル、国際レベルの両方の公共資金；グリーン気候基金の下にREDD+の窓口を設ける可能性；市場メカニズム。一部のものは、更なる資金調達を目的とする国際航空輸送および海上輸送への課税を提案した。多数のものが、全ての資金源は補足的なものにすべきだと強調した。

一部の締約国は、REDD+に対する市場メカニズムの利用に反対して警告し、予測可能で効果的、かつ追加的な資金の必要性を強調した。また一部のものは、市場ベースの手法というものは制約のあるシステムの下でしか機能しないと指摘した。さらに一部の締約国は次の提案を行った：活動の特性に基づく資金源の決定；緩和全体に対応する国内の資金調達枠組の設置；地域社会による能力向上を助けるコミュニティー信託基金の創設。

多数の諸国は、特に非森林化推進要素への対応に対する資金提供で民間部門が果たせる役割に注目した。多数の諸国は、情報面でのギャップに焦点を当て、REDD+に対する資金供与での計測、報告、検証の重要性を強調した。

REDD+でだれが補償を受けるべきかに関し、一部の締約国は、国レベルで各国が決定すべきと述べたが、他のものは、森林を管理する地方社会にインセンティブが行き届くことの関連性を強調し、この点での追加ガイダンスを求めた。議論が続けられる。

先進国の緩和 (AWG-LCA) : AWG-LCAの下での先進国の緩和に関する午後の非公式協議で、締約国は、2つのスピノフグループを設置するとの提案を検討するよう求められた、一つは、2年間報告書に焦点を当

てるもの、もうひとつは国際的な分析評価(IAR)ならびに算定規則に焦点を当てるもの。スピノフグループは、水曜日、非公式グループに報告を行う。締約国は、スピノフグループに対する政治的ガイダンスに焦点を当てて議論するよう求められた。

締約国は、スピノフグループ会議の開催に全般的な支持を表明した。一部のものは、2年間報告に対するガイドラインを検討する前に、算定規則を明確化し、経済全体での排出削減数量目標の達成に関する補足情報の充実を求めた。一部の締約国は、IARの議論をする前に、算定規則に関する詳細な議論を行うべきだと主張し、これに関し事務局がテクニカルペーパーを作成することを提案した。他のものは、IARに関する概念的および手法論的な議論が必要であると指摘し、その構造と機能に焦点を当てる必要があると指摘した。ある締約国は、決定書 1/CP.16は、一部の締約国の国情に合っていないとし、この決定書で算定規則の審議が義務付けられているわけではないと指摘した。数カ国の締約国は、スピノフグループにおいてIARの主要要素に焦点を当てることを提案した。

技術移転 (SBI/SBSTA) : 技術に関する非公式協議で、締約国はSBIおよびSBSTAの結論書草案のパラグラフごとの議論を行った。

締約国は初めにSBSTA結論書草案について議論した。技術的なニーズを特定し、優先度を付ける上で技術的ニーズ評価が果たせる役割に関し、ある締約国は、適応および緩和技術のニーズ評価については他にも国レベルで有用な評価が関連するとし、「多くのものの一つとして (among others) 」TNAsに言及することを提案したが、他のものはこれに反対した。多数の締約国がTNAsなどのイニシアティブが果たせる有用な役割に関する意見交換および経験についての意見交換への言及を支持した。

締約国は、その後、SBI結論書草案について議論した。多数の締約国が、地球環境ファシリテーター(GEF)の支援を受けたパイロットプロジェクトには適応技術に関するものが数件含まれていたと指摘する文章の削除を支持した。これらの締約国は、GEFに対し適応の提案を行うか、それとも緩和の提案をおこなうかを決めるのはGEFではなく各国であり、適応に関するプロジェクトは1件のみで

「数件」ではないと強調した。GEFに対し適応技術に係るパイロットプロジェクトへの支援を強化するよう求めることに関し、一部の締約国は、この削除を支持し、GEFに対するガイダンスおよび資金供与に係る問題はこのグループの権限にはないと指摘した。結局、締約国は、この問題に関し追加協議を行い、新たな文書草案を作成することで合意した。

柔軟性メカニズム (AWG-KP) : 柔軟性メカニズムに関するAWG-KPスピノフグループの午後の会合では、議長の改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)の第III章をベースに議論が進められ、締約国は、3つの問題につ

いて検討した：締約国が達成を希望する基本事項；文章の議論をどう進めるべきか；既存の提案の一部を排除できるかどうか。

特定のホスト国におけるプロジェクト活動で発生するCERsの利用およびCDMプロジェクトの共同便益に関し、締約国は、この問題をCDM理事会に対する更なるガイダンスの議題項目の下でCOP/MOPの審議に移すかどうか検討した。締約国は、特定のホスト国におけるプロジェクト活動で発生するCERsの利用に関する文章のスリム化を図るため、二者間協議を行い、この2つの問題をCOP/MOPでの審議に移すかどうか結果を報告することで合意した。

その後、締約国は、III章の他の全ての問題について議論した、これにはディスカウント係数、適応基金のための収入の一部供与、共同実施、排出量取引、新しい市場メカニズム、補足性の問題が含まれた。締約国はこれらの問題についても、文章のスリム化についても意見の一致に達することができなかった。協議が続けられる。

国家適応計画 (SBI)：国家適応計画(NAPs)に関する午後の非公式協議で、締約国はこの会議をオブザーバーにも公開することで合意した。

NAPs作成に関する共同議長の疑問に対する反応が議論の焦点となった。締約国は、NAPsが緊急で短期的な適応ニーズを特定し、優先度をつけるツールであるのに対し、NAPsは広範でクロスカutting、中長期のニーズを対象とし、これを開発計画に統合し、各国が計画策定プロセスで用いる複数以上のツールで構成されることで合意した。

ガイダンスの分野に関し、締約国は、LDC専門家グループの結論にならうことで合意した。今後の進め方に関し、多くのものが、NAPsの範囲を決定し、その方法を定め、その作成ガイダンスを採用するよう求めた。一部の締約国は、方法やガイダンスに関するワークショップの計画やテクニカルペーパーの作成が有用であると指摘した。数カ国の締約国は、NAPsへの援助も検討するよう求めた。

共同議長が意見のまとまった分野の概要草案を作成し、交渉が継続される。

途上国の緩和 (AWG-LCA)：午後の非公式グループ会合で、共同進行役は、2つのスピノフグループを提案した。一つは2年間報告書に関するもの、もうひとつは国際協議および分析(ICA)に関するもの。問題に取り組む方法や順序に関し、多様な意見が披露された。途上国締約国は、2年間報告書に関するスピノフグループと国家適切適応行動(NAMAs)のレジストリに関するスピノフグループを支持したが、先進国は、共同進行役の提案の方を希望した。可能な妥協案としては、一つのスピノフグループで2年間報告書とICAを議論し、もうひとつのスピノフグループでNAMAレジストリを議論することが提案された。

ICAに関するスピノフグループについて意見の一致がなかったことから、先進国の緩和に関する非公式グループが以前に設置したIARに関するスピノフグループが、IARに関する臨時のスピノフグループになると指摘された。

締約国は、最終的に、先進国の緩和に関する非公式グループの下で2年間報告書に関するスピノフグループを結成し、途上国の緩和に関する非公式グループの下で2年間報告書の更新に関するもう一つのスピノフグループを結成することで合意した。また締約国は、IARおよび算定に関する問題を先進国の緩和に関する非公式グループで議論し、NAMAレジストリとICAは途上国の緩和に関する非公式グループで連続して議論するほか、適切な場合はスピノフグループ結成について、更なる決定を行うことで合意した。

REDD+関係活動に対する手法論ガイダンス(SBSTA)：午後の非公式協議で、締約国は、国内森林排出量の参照レベルそして／または森林の参照レベルについて議論した。多数の締約国が、参照レベルを森林面積および炭素貯留量の変化を評価する基準として用いるべきだと強調した。しかし多数の締約国は、特に次の点を明確にするよう求めた：森林に関する定義、排出量の参照レベルおよび参照レベルの概念に関する定義など；各国の国情に合わせた参照レベルの調整とこれらの定義方法；国内小地域の参照レベルおよび国家参照レベルとの一貫性確保；自然林および植林園を考えた場合に含まれる森林のタイプ、セーフガードを含める可能性。

対応措置に関するSBI/SBSTAの合同フォーラム

SBI議長およびSBSTA議長が開催する対応措置の実施の影響に関するSBI/SBSTA合同フォーラムは月曜日の午前中に開始され、午後およびその後の2日間、更なる会議が予定されている。このフォーラムは、気候政策のプラスおよびマイナスの影響、対応措置に関する作業計画の可能性、および作業計画の運用開始方法に関する締約国の技術的なプレゼンテーションから開始された。

EUは、特に、気候法律制定の基礎となった影響評価および利害関係者の協議に焦点を当てた。同代表は、バイオ燃料に関するEUの持続可能性基準や車に関する二酸化炭素実績基準などの措置が途上国にプラスの影響を与えたと指摘した。また同代表は、2012年以降、航空輸送による排出量をEU ETSに含めるとのEUの決定について論じ、途上国100カ国以上の航空会社が排出量要求条件を免除されているとし、航空輸送コストに与える「影響は小さい」と強調した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、全ての途上国が現在および今後可能性がある対応措置の影響を受けやすいと強調した。同代表は、協議するフォーラムを作る必要があると指摘した上で、このフォーラムは、議論や情報交換を行う常設のプラットフォームとなり、COPへも提言すると説明した。

ジャマイカはAOSISの立場で発言し、観光や船舶、航空旅行、クルーズ船などの産業を横断する脆弱性を特定し、評価するよう提案した。

石油輸出国機構(OPEC)は、対応措置の影響に対する産油国の脆弱性を指摘し、対応措置の影響に関する常設フォーラムの設置を求めた。

多数の国が、気候政策と国際貿易の間の利害対立の可能性に対する懸念を表明した。インドは、一方的な保護主義貿易措置に関するプレゼンテーションを行い、EU ETSでの航空輸送など、カーボンフットプリント基準や提案されているアメリカのクリーンエネルギー安全保障法はLDCsおよび他の途上国の市場アクセスを制約するものだと発言した。クウェートは、産油国の場合、一つの商品への依存度が高く、このため脆弱であると強調した。カタールとサウジアラビアは、マイナス影響の関係で政策措置を評価する手法を利用可能とすべきだとし、サウジアラビアは、常設フォーラムは詳細な作業計画を実施し、COP決定書の交渉を行い、SBSTAおよびSBIに特定の課題を課すほか、実施の進展状況をレビューし、フォローアップを可能にする と付け加えた。ベネズエラは、ハイドロカーボン市場に対する経済的な影響への耐久性を築く必要があると強調し、常設フォーラムの設置を求めた。

プレゼンテーションは次のURLで入手可能：

<http://unfccc.int/cooperation_support/response_measures/items/6009.php>.

ダーバン会合への各締約国の期待感に関する非公式協議

午後、COP 17およびCOP/MOP 7会議の次回議長職にある南アフリカは、ダーバンへの各締約国の期待感に関するオープンエンドの非公式協議を続けた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合 (Coalition of Rainforest Nations) の立場で発言し、ダーバンでのREDD+メカニズムの全面的な実施を提案し、特に測定、報告、検証(MRV)と参照レベルのための手法およびREDD+の全面実施における資金調達オプションに関するCOP決定書を通してこれを実現するよう求めた。ノルウェーは、ダーバン会合では次の成果を上げるべきだと述べた：全ての主要排出国を含める法的拘束力のある制度の基礎；2°C目標達成のための制度、システム、規則を確立する。インドネシアは、ダーバンの成果として、2つの交渉トラックのバランスをとり、カンクン成果を反映させ、附属書I諸国による野心的な排出削減目標を含めた京都議定書の第2約束期間を設立すべきだと述べた。フィリピンは、カンクンの成果では気候変動の緩和と適応に対応する人間の権利の重要性に言及していると指摘し、ダーバンでは、脆弱な限界的地域社会に対するセーフガードの設置などで、この問題について推敲するよう求めた。

BINGOsは、ビジネス社会の知識や専門性は政府にとり重要な資源であるとし、UNFCCCプロセスに付加価値を与えるものだとして、官民の協議の強化を求めた。気候行動ネットワークは、COP 17は次の問題などでの進展を図ることで、公平で野心的、拘束力のある体制の土台を提供できると述べた：カンクン合意の実施；「ギガトンギャップ」の縮小；京都議定書の下での約束期間同士にギャップがないようにする；プレッジされた資金供与が実現されるようにする。汎アメリカ気候正義連合は気候ジャスティスナウの立場で次の発言を行った：目標非遵守に対してとるべき法的行動；新しい市場は一切設立されるべきでない；予測可能で公式、新規の、追加の資金を供与すべきであり、このうちの少なくとも50%は、適応、損失、損害に充てるべきだと述べた。

ICLEI-持続可能性のための地方政府は、地方政府および地域当局の立場で発言し、地方政府および国内小地域政府を政府の利害関係者とみなした決定書1/CP.16の規定の実施を求めた。RINGOsは、インプットや助言については科学者社会や社会科学社会に目を向けるよう求め、RINGOsは「助力するためにここに」と強調した。TUNGOsは、次の点を求めた：全てのUNFCCCイニシアティブに気候変動の社会的な側面を取り入れる；適応枠組みの中に社会保護システムを組み込む；緩和レジームが雇用や所得に与える影響を評価する必要性の認識。先住民組織は、COP 17に先住民が全面参加することの重要性を強調し、施設や宿泊場所、査証に関する懸念を指摘した。YOUNGOsは、アフリカ大陸の脆弱性を検討すべきだとし、これは議定書の下での第2約束期間設置で達成できると強調した。

南アフリカは、COP 17を「アフリカのCOP」とした締約国のコメントを指摘し、このことはCOP 17が次の行動をとることで、アフリカ地域に機会を与えることを意味すると述べた：気候変動の重要プロジェクトに対し資源を活用し、パートナーシップをまとめる；この地域の気候変動の約束達成のための努力を展示する；UNFCCCの文化遺産に「アフリカ象徴主義」を取り入れる。同代表は、ダーバンの成果では、アフリカの人々のニーズに留意すべきであり、これはアフリカの交渉担当者からのインプットと積極性に掛っていると強調した。南アフリカは、共通の基礎が築けていないと指摘し、締約国に対し、ダーバン会議で何を作るべきか、共通の理解に達した上でボンを後にするよう求めた。

廊下にて

ボン気候変動会議の第2週は、過密なスケジュールで始まり、オーガナイザーは多数の会議開催のための会議室の割り当てに四苦八苦していた。たとえば、損失および損害に関する午前中の非公式協議は、あまりに混雑して立ち席まで一杯になり、多数の参加者が室外で会議の成り行きを見守らざるを得なかった。ぎっしりつまった部屋から出てきたものは、議論が平行線をたどったため、焦燥感を倍増させたようであった。

対応措置に関する3日間のフォーラムも始まった。あるオブザーバーは、午後の議論を思い起こし、「バイオ燃料や農業部門の助成金、UNFCCCと世界貿易機関との関係、航空輸送排出量など、政治的に微妙な問題の多数について議論し、興味のあるものだった」と述べた。

京都議定書の今後の運命、第2約束期間、CDMなどの柔軟性メカニズムの継続に関する「果てしない論争」では、いくつかのグループで先進国と途上国間のやりとりが見られた。たとえば、あるAWG-KPスピンオフグループでは、一部の途上国が、京都の第2約束期間の約束をする意思がある締約国の意見に注目するよう提案したと報じられたが、これに対し別のものはそれでは会議室が「空っぽ」になるのではないかと示唆した。

一部の参加者は、興味深いことが起き始めており、今後の会議が楽しみだとコメントしたが、だれもがそのような意見だったわけではなく、なかでも締約国がそれぞれの立場に固執する問題ではそうはいかなかった。ある熟練の参加者は、「古くからの同じ問題」について「終わりのない」議論が続いており、何の動きもなければ、立場の変更もない、明らかな意見のとりまとめもなく、終わりが見えてこないと嘆いた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEFF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.